

適正な計量の実施に向けて

—京都市計量検査所の役割—

計量検査所長 **西村 和三郎**

1. はじめに

計量制度は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保するもので、貨幣制度と並び、経済活動の根幹をなす制度といわれているので、我が国の計量制度の概要から始める。

2. 我が国の計量制度の概要

(1) 計量単位の設定と統一

現在、計量法(平成4年5月20日法律第51号)では、国際度量衡総会¹⁾で決められた国際単位系に整合することを基本に、長さ、質量²⁾、時間等の72の「物象の状態の量」について、取引や証明³⁾に使用すべき計量単位(法定計量単位)を定め、その定義は計量単位令(平成4年11月18日政令第357号)に、例えば、1メートルは「真空中で1秒間の2億9979万2458分の1の時間に光が進む行程の長さ」と規定している。長さの基準は、もともとは、人工物であるメートル原器であったが、基礎物理定数にその基準が移っている。こうした基礎物理定数に基づくも

のは、長さのほか、時間、質量、電流、温度、物質質量、光度の7単位である。

(2) 計量標準供給制度

計量標準供給制度は、国内において最上位の計量標準(国家計量標準)を基準とした切れ目のない比較の連鎖によって、校正⁴⁾を計量器に対して行うことで、計量器の精度(不確かさ)を対外的に証明する制度(JCSS: Japan Calibration Service System)である。

産業活動の中では、長さなどの量を正確に測ることは極めて大切で、半導体産業では、ナノレベル(10^{-9} :10億分の1メートル)の大きさを正確に測る必要がある。これらの測定に当たっては、そのための基準となる“ものさし”の計量標準の供給があって初めて可能となる。製品の高度な精密化に伴い、より微細・微小な長さや質量を高精度に測定することが必要になっており、ますます精度の高い計量標準の供給が求められている。

国家計量標準となる標準器は、例えば、長さでは、独立行政法人産業技術総合研究所が校正

1) 国際度量衡総会(フランス語・CGPM: Conférence Générale des Poids et Mesures)は、4年に一度パリで開催されるメートル条約加盟国の会議であり、同条約に基づいて世界で通用する国際単位系(フランス語・SI: Système International d'Unités)を維持するために設立された最高機関。我が国は明治19(1886)年にメートル条約に加盟している。

2) 質量とは、その物質の絶対的な量を表すもので、重量とは異なる。重量は、物に対してかかる力を表し、地球上でも同じ質量の物を計測した場合、赤道付近では軽くなり、北極や南極の極点では重くなる。

3) 取引とは、有償であると無償であることを問わず、売買、貸借及び贈与等並びに雇用、請負及び委託加工等を反復継続する行為をいい、証明とは、公的機関や他人に対して、計量した結果を報告し、又は届出することをいう。

4) 校正とは、計量器の狂いを正すことの意味に用いられているが、計測用語としては、国際的にも「標準器等を用いて計量器の表示値としての真の値との関係を求めること」という意味が定着しており、必ずしも計量器自体の狂いを正すことまでは要求されていないと解されている。

を行っている。

（３）取引・証明における主要規制

ア．単位の使用制限

計量法では、法定計量単位以外の計量単位（ヤード、ポンドなど）を、前述の72の物象の状態の量に係る取引や証明に用いてはならないと規定している⁵⁾。また、これらの量を計るために使用する計量器（例：質量計（はかり）、温度計、電力量計等）について、法定計量単位以外の単位による目盛りを付したものを販売することを禁じている。

イ．正確な計量器の供給

取引や証明に使用するために公的な精度の担保が必要とされている特定計量器⁶⁾を用いる場合は、国や都道府県が指定した機関による検定（構造が国の定める基準に適合しているか、器差（計量器の誤差）が国の定める範囲に収まっているかを確認すること）等によって、その精度が確保されたものを使用しなければならない。また、特定計量器の種類に応じて、検定に有効期限を設けたり、定期検査を義務付けたりしている。検定等を行った特定計量器には、検定証印や基準適合証印が付されている。

ウ．商品量目制度

日常的に質量や体積等で取引されている消費

生活関連の特定の製品（食肉、野菜、魚介類、味噌、^{しょう}醤油、食酢、牛乳、チーズなどの29種類が指定されている。）については、販売事業者がこれらの商品を法定計量単位により示して販売する場合には、計量法で定める誤差（量目公差⁷⁾）を超えないように、計量しなければならない。また、醤油や牛乳等の一定の商品について、密封して販売する際には内容量の表記が義務付けられている。

エ．計量証明事業制度

計量証明とは、法定計量単位により物象の状態の量を計り、その結果について、公にあるいは業務上他人に一定の事実が真実である旨を、数値を伴って表明することであり、計量証明を生業とする計量証明事業者は、事業所ごとにその所在地である都道府県に登録することが義務付けられている。

（４）自主的な計量管理の推進

ア．計量士制度

民間における適正な計量管理を推進するため、計量器の検査やその他の計量管理を適確に行うために必要な知識・経験を有し、国家試験を合格するなどの基準を満たした者に「計量士」の資格が付与される。計量士は、都道府県や特定市（計量行政を行う市のことをいう。）に代わり計量器の定期検査を行ったり、計量証明事

5) 計量単位規則において、宝石の質量についての「カラット」、金貨の質量についての「トロイオンス」、真珠の質量についての「もんめ」、血圧の計量についての「水銀柱ミリメートル」などのように、特殊な計量に用いる単位は、その定められた場合のみ使用することが認められている。また、輸出入に係るもの（ヤード、ポンド系による計量）など、いくつかの例外が規定されている。

6) 特定計量器は、計量法施行令において、タクシメーター、水道メーター、電力量計、ガソリンスタンドの給油メーター、体温計など合計18種類が指定されている。

7) 量目公差とは、計量の結果が常に真実の量になることは困難であり、誤差は不可避免的に生じるものであり、その際に許容される誤差の量として定められたものをいう。

業や適正計量管理事業所において計量管理を行うなど、計量行政の一翼を担っている。

イ. 適正計量管理事業所制度

計量士による定期的な計量器の検査等、適正な計量管理が行われ、また、従業員等への計量管理の指導がなされていることなどの条件を満たす事業所については、「適正計量管理事業所」として指定を受けることができる（都道府県知事の事務）。指定を受けると、計量器の定期検査が免除される。

（５）地方の計量行政が自治事務に

平成12年４月に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括化法）により、都道府県や特定市が行う計量行政は、適正計量管理事業所の指定に係る事務を除き、自治事務になり、国（経済産業省）は技術的助言を行うという位置付けになった。

また、平成23年には「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、計量法第155条の規定が削除され、同一道府県内の道府県と特定市の法定協議会がなくなった。

しかし、同一道府県内で取扱いが異なると、事業者混乱が生じるおそれがあるので、平成12年に、国（計量行政室と計量研究所（現在の独立行政法人産業技術総合研究所））と都道府県、特定市の四者で「全国計量行政会議」を設置して、統一基準の確認に努めており、京都府と京都市でも、平成24年度以降も法定協議会は任意の協議会として継続させている。

なお、京都市は、全国特定市計量行政協議会

に属し、回り持ちで役員市を務める申合せにより、平成24年度からの２年間、副会長市を務めている。

３. 京都市計量検査所の設置

旧計量法（昭和26年６月７日法律第207号。平成４年法律第51号で全部改正）の制定により、計量取締令（昭和27年２月29日政令第33号。昭和42年６月30日計量法施行令の施行により廃止）が公布され、京都市は、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、神戸市、熊本市及び鹿児島市と共に、計量法でいう「特定市」に指定され、昭和27年３月１日から計量行政を行うことになった。

また、同法の規定により、都道府県に計量検定所、特定市に計量検査所を設置するとされたことから、京都市においては、昭和28年６月25日に「京都市計量取締規則」を公布・施行して、現在の京都市役所本庁舎に、計量検査所を設置した（その後、２回移転して現在地）。

計量法が全部改正（平成５年11月１日施行）された後も、京都市は引き続き、同法第10条第２項の規定により、特定市に指定されているが、計量検査所という名称を使用すると定めた規定はなくなった。

なお、京都市は、現在も、「京都市計量検査所規則（昭和39年８月１日施行）」により、計量検査所を設置して計量行政を行っている。

4. 京都市計量検査所の現状

(1) 担当業務

京都市計量検査所は、京都市域における、計量法で規定されている事務のうち、都道府県知事の事務とされているものを除いたものなどを担当することになっており、その主なものは、次のとおりである。

- ①取引・証明に使用する質量計の定期検査
- ②特定計量器の立入検査と特定商品の量目検査
- ③適正計量管理事業所の指定に関する検査
- ④計量思想の普及・啓発
- ⑤全国計量行政会議等の計量行政協議会関係

(2) 業務の効率化の推進

平成4年の計量法の全部改正に伴い、それまで、質量計の定期検査は毎年であったが、平成5年から2年に1回となった。また、検査対象となる器物数の減少により、適宜、執行体制の縮小を図るとともに、平成13年4月からは非常勤嘱託員の採用、平成14年4月には2係制の廃止を行い、更に、検査業務の効率化を図るという観点から、京都市においても、計量法の規定に基づき、平成24年3月に指定定期検査機関を指定し、同年4月から定期検査の業務委託を開始している。

平成25年4月の職員数は、所長以下職員3名、再任用職員1名、非常勤嘱託員1名の5名体制となっている。

5. 京都市における今後の計量行政

京都市では、計量検査所が設置された当初か

ら、計量行政担当は商工関係部局に属している。商工業の発展には、安心して商取引ができる環境を維持することが不可欠なため、そのことに必要な規制を行うという位置付けである。

計量法には、消費者の利益の擁護及び増進について、明示した規定はないが、適正な計量の実施の確保については、事業者と消費者との間の取引に係る計量にも適用されるのは当然であり、消費者基本法の趣旨を十分踏まえて、使用する計量器は検定を受けたもの（有効期限内のもの）とする、商品の販売などの取引では量目制度の規制を適用するとされている。

計量検査所では、そうした制度の下に計量行政が行われていることを市民や事業者の皆様へ知っていただくため、計量検査所のホームページを平成24年12月にリニューアルした。また、商品の量目検査については、販売形態の多様化に対応するとともに、年間を通して行うことを目的に、平成25年4月に「京都市計量モニター制度」を創設して「計量モニター」の募集をし、6月からその活動を開始した。

市民の皆様のお力をお借りして、取引・証明に使用する質量計については検定品で、定期検査を受けるのがあたりまえ、内容量を表示して販売する商品には量目不足がないのがあたりまえという風土を確立させたいと思っている。

質量計に関する技術的なことは民間計量士の皆様のお力をお借りしながら、技術的水準を維持することはもとより、市民や事業者の皆様への周知、広報活動に力を入れていく。そのための発信力の強化を図ることが大切だと考えており、そうした考えの下、更に、消費者の皆様に対する取引の安全に寄与する情報の提供のあり方を考えていく所存である。